

特定非営利活動法人 エランアヴニエール 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 エランアヴニエールという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市東区泉三丁目17番11号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、児童及び地域住民に対して、サッカーを中心としたスポーツ活動並びに地域交流に関する事業を行い、子どもの健全育成及び地域コミュニティの活性化に係る課題の改善及び解決を図り、地域社会の福祉の向上と多世代が支え合う地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) サッカーを中心とした地域スポーツ振興事業
- (2) 児童を対象としたスポーツ教室及び育成支援事業
- (3) 元サッカー選手等を活用した指導者育成及びセカンドキャリア支援事業
- (4) 地域住民を対象とした交流促進及び地域活性化事業
- (5) 高齢者等見守り・生活支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了日の属する事業年度の前事業年度終了後、最初に開催される総会において、任期満了日前に後任の役員が選任

された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代

- 理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 33 条第 2 号及び 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、次条第 1 項の規定にかかわらず、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の

負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 大島 沙知子
理事 和田 雅史
同 小林 勲
監事 池山 秀明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 入会金 10,000円 年会費 5,000円
(2) 賛助会員 入会金 なし 年会費 120,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 エランアヴニール

役名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	オオシマ サチコ 大島 沙知子		有
理事	ワダ マサフミ 和田 雅史		無
理事	コバヤシ イサオ 小林 勲		無
監事	イケヤマ ヒデアキ 池山 秀明		無

設 立 趣 意 書

近年、少子化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子どもたちが安心して参加できる地域活動や、世代を超えた交流の場が減少しているという課題が顕在化しています。特に、地域スポーツにおいては、指導者不足や運営の担い手不足が深刻化しており、行政や学校だけでは対応しきれない状況となっています。

私たちは、こうした社会的課題に対し、「サッカー」を一つのフィルターとして、子どもを中心に地域住民がつながり、地域全体を活性化させる取り組みを行ってきました。一般社団法人として約4年間にわたり、愛知県内を中心に地域に根差したサッカークラブ運営を行い、児童の健全育成、地域交流の促進に取り組んできました。

これまでの活動を通じて、サッカーは単なる競技にとどまらず、世代や立場を超えて人と人とを結びつける力を持っていることを実感しています。児童にとっては、心身の健全な成長や社会性を育む場となり、地域住民にとっては交流と見守りの機会を生み出す重要な役割を果たしてきました。

一方で、サッカー選手、とりわけプロとして活動してきた元Jリーガーをはじめとする競技経験者の多くは、選手としての寿命が比較的短く、引退後のセカンドキャリア形成が大きな課題となっています。指導力や経験といった貴重な資源が十分に活かされないまま、地域社会との接点を失ってしまうケースも少なくありません。

私たちは、こうした元サッカー選手の経験や知見を、地域社会に還元する仕組みを構築することが、地域活性化と人材循環の両面において重要であると考えています。サッカーコーチとして児童の指導に携わることで、選手のセカンドキャリアを支援すると同時に、質の高いスポーツ環境を地域に提供することが可能となります。

さらに、今後はサッカー事業にとどまらず、高齢者等サポート事業にも取り組み、元サッカー選手や指導者が地域の見守りや生活支援に関わることで、多世代が支え合う地域づくりを目指していきます。スポーツを起点として、子どもから高齢者までが関わる持続可能な地域モデルの構築を図ります。

これらの活動を、より公益性・透明性の高い形で継続・発展させていくためには、非営利性を明確にし、行政や地域、企業等と連携しながら事業を推進できる特定非営利活動法人としての組織体制が不可欠であると判断しました。

以上の趣旨から、私たちはここに「特定非営利活動法人 エランアヴニエール」を設立し、児童の健全育成、地域スポーツの振興、元サッカー選手のセカンド

キャリア支援、さらには高齢者等サポート事業を通じて、地域社会の活性化と持続的な発展に寄与することを目的として活動していきたいと考えております。

この法人の活動が、地域に暮らす人々にとって欠かすことのできない存在となるよう、関係者一同、誠意をもって取り組んでまいります。

令和8年2月8日

特定非営利活動法人 エランアヴニエール
設立代表者 大島 沙知子

特定非営利活動法人エランアヴニエール

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

本事業計画は、特定非営利活動法人 エランアヴニエールの第1期事業年度（法人設立の日から令和9年3月31日まで）において実施する事業計画を定めるものである。本法人は、サッカーを中心としたスポーツ活動を通じて、児童の健全育成及び地域コミュニティの活性化を図るとともに、元サッカー選手等の知見や経験を活かした指導・支援活動を行う。また、地域社会における高齢者等サポート事業については、初年度は試行的に実施し、地域ニーズを把握しながら段階的な展開を目指す。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予 算額（単位： 千円）
サッカーを中心とした地域スポーツ振興事業	なごや土ロクラブ活動の認定団体（予定）として、地域におけるスポーツ活動の機会を拡充し、児童を中心とした地域住民の健康増進及び交流促進を図ることを目的とし、名古屋市内の公共施設を活用し、定期的にサッカー活動を実施する。元サッカー選手等を指導者として配置し、技術指導のみならず、スポーツを通じた協調性や社会性の育成を重視した指導を行う。	(A) 法人設立の日から令和9年3月まで 週2回程度（年間約80回） (B) 名古屋市内の公共施設等 (C) 5名～6名	(D) 主に児童及び地域住民 (E) 1回開催あたり30名～50名程度	4,000
児童を対象としたスポーツ教室及び育成支援事業	児童に対し、継続的なスポーツ教育の機会を提供し、心身の健全な成長を支援することを目的とする。地域におけるスポーツ活動の機会を拡充し、児童を中心とした地域住民の健康増進及び交流促進を図	(A) 令和9年1月から令和9年3月まで 週2回程度（サッカーを中心とした地域スポーツ振興事業と連動して実施） (B) 名古屋市内の公共施設等 (C) 3名～4名	(D) 主に児童 (E) 1回開催あたり20名～30名程度	400

	<p>ることを目的とし、主にサッカー以外の競技のスポーツ教室も開催し、年齢や技能レベルに応じた段階的な指導を行う。元アスリートを招へいしコーチとして参加し、模範的な行動や価値観の共有を図る。</p>			
<p>元サッカー選手等を活用した指導者育成及びセカンドキャリア支援事業</p>	<p>元サッカー選手を中心とするアスリートを引退された方々の競技経験を地域社会に還元し、指導者としての育成及びセカンドキャリア形成を支援する。元サッカー選手等、アスリートの引退者をコーチ及び指導員として受け入れ、サッカー指導や地域活動への参加を通じて、指導力及び地域貢献力の向上を図る。併せて、地域企業への橋渡しも行い、民間企業と元アスリートの橋渡しを行っていく。また、高齢者等サポート事業への参加機会も提供する。</p>	<p>・本事業年度は、実施予定なし。</p>	—	—
<p>地域住民を対象とした交流促進及び地域活性化事業</p>	<p>スポーツを通じて地域住民の交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図る。サッカーイベントや交流会等を開催し、児童、保護者、地域住民が世代を超えて交流できる機会を創出する。</p>	<p>(A) 令和9年1月～3月の間1回開催 (B) 名古屋市内の公共施設等 (C) 15名～20名</p>	<p>(D) 地域住民等 (E) 100名程度</p>	500
<p>高齢者等見守り・生活支援事業</p>	<p>高齢者等の孤立防止及び安心して暮らせる地域づくりを目的とする。元サッカー選手等が地域活動の一環として、高齢者等の見守りや簡易な生活支援活動に参加し、地域ニーズの把握を行う。</p>	<p>・本事業年度は、実施予定なし。</p>	—	—

特定非営利活動法人エランアヴニエール

令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

本事業計画は、特定非営利活動法人 エランアヴニエールの第2期事業年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）において実施する事業計画を定めるものである。第2期事業年度においては、第1期事業年度に実施したサッカーを中心とした地域スポーツ活動及び指導者育成事業を継続・安定的に実施するとともに、活動内容の質的向上を図る。また、第1期に試行的に実施した高齢者等サポート事業については、地域ニーズや実績を踏まえ、対象地域及び実施内容を段階的に拡充し、多世代が支え合う地域づくりの推進を目指します。

2 事業の実施に関する事項 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
サッカーを中心とした地域スポーツ振興事業	なごや土日クラブ活動の認定団体（ID：10153 取得済）として、地域におけるスポーツ活動の機会を拡充し、児童を中心とした地域住民の健康増進及び交流促進を図ることを目的とし、名古屋市内の公共施設を活用し、定期的にサッカー活動を実施する。元サッカー選手等を指導者として配置し、技術指導のみならず、スポーツを通じた協調性や社会性の育成を重視した指導を行う。	(A) 令和9年4月から令和10年3月まで 週2回程度（年間約80回） (B) 名古屋市内の公共施設等 (C) 8名～10名	(D) 主に児童及び地域住民 (E) 1回開催あたり40名～60名程度	5,500
児童を対象としたスポーツ教室及び育成支援事業	児童に対し、継続的なスポーツ教育の機会を提供し、心身の健全な成長を支援することを目的とする。地域におけるスポーツ活動の機会を拡充し、児童を	(A) 令和9年4月から令和10年3月まで 週2回程度（サッカーを中心とした地域スポーツ振興事業） (B) 名古屋市内の公共施設等	(D) 主に児童 (E) 1回開催あたり30名～40名程度	1,500

	中心とした地域住民の健康増進及び交流促進を図ることを目的とし、主にサッカー以外の競技のスポーツ教室も開催し、年齢や技能レベルに応じた段階的な指導を行う。元アスリートを招へいしコーチとして参加し、模範的な行動や価値観の共有を図る。	(C) 4名～6名		
元サッカー選手等を活用した指導者育成及びセカンドキャリア支援事業	元サッカー選手を中心とするアスリートを引退された方々の競技経験を地域社会に還元し、指導者としての育成及びセカンドキャリア形成を支援する。元サッカー選手等、アスリートの引退者をコーチ及び指導員として受け入れ、サッカー指導や地域活動への参加を通じて、指導力及び地域貢献力の向上を図る。併せて、地域企業への橋渡しも行い、元アスリートと地域企業とのマッチング事業を行い橋渡しをを行っていく。	(A) 令和9年4月から令和10年3月まで。月に1回程度 (B) 名古屋市内の公共施設等 (C) 若干名	(D) 元サッカー選手等アスリート引退者、求人企業、競技指導者を目指す方 (E) 若干名	1,000
地域住民を対象とした交流促進及び地域活性化事業	スポーツを通じて地域住民の交流を促進し、地域コミュニティの活性化を図る。サッカーイベントや交流会等を開催し、児童、保護者、地域住民が世代を超えて交流できる機会を創出する。サッカー大会を中心とする多競技の交流イベントの開催回数を増やし、児童・保護者・地域住民が参加できる開かれた地域活動を推進する	(A) 令和9年4月～令和10年3月の期間で、3～4回程度 (B) 名古屋市内の公共施設等 (C) 20名～30名	(D) 地域住民等 (E) 200名程度	1,000

<p>高齢者等見 守り・生活 支援事業</p>	<p>高齢者等の孤立防止及び 安心して暮らせる地域づ くりを目的とする。元サッ カー選手等が地域活動の 一環として、高齢者等の見 守りや簡易な生活支援活 動に参加し、地域ニーズの 把握を行う。</p>	<p>(A) 令和9年4月から令 和10年3月 (B) 名古屋市内 高齢者 施設等 (C) 若干名</p>	<p>(E) 後期高齢 者等 (F) 若干名</p>	<p>0</p>
---------------------------------	--	---	------------------------------------	----------

法人名： 特定非営利活動法人 エランアヴェニール

活動予算書

法人設立の日 から 令和9年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	100,000		
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取入会費	0		
賛助会員受取会費	1,200,000	1,350,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		0
3. 受取助成金等			
受取助成金	500,000	500,000	
4. 事業収益			
1サッカーを中心とした地域スポーツ振興事業	4,000,000		
2児童を対象としたスポーツ教室及び育成支援事業	400,000		
3 元サッカー選手等を活用した指導者育成及びセカンドキャリア支援事業	0		
4地域住民を対象とした交流促進及び地域活性化事業	500,000		
5高齢者等見守り・生活支援事業	0	4,900,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			6,750,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
諸謝金	4,400,000		
印刷製本費	200,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	200,000		
通信運搬費	50,000		
賃借料	0		
その他経費計	4,900,000		
事業費計		4,900,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	1,200,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	1,200,000		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	20,000		
消耗品費	20,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	60,000		
管理費計		1,260,000	
経常費用計			6,160,000
当期正味財産増減額			590,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			590,000

※設立当初は、期間を「成立の日((和暦年号)〇年〇月〇日を想定)から(和暦年号)〇年〇月〇日まで」と記載します。

※設立の翌事業年度からは、「設立時正味財産額」の項目は、「前期繰越正味財産額」になります。

※この活動予算書の作成例は愛知県が示す一例です。

※この書面は縦覧されます。

法人名： 特定非営利活動法人 エランアヴニエール

活動予算書

令和9年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	100,000		
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取入会費	0		
賛助会員受取会費	1,600,000	1,800,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	500,000	500,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	1,000,000	1,000,000	
4. 事業収益			
1サッカーを中心とした地域スポーツ振興事業	5,000,000		
2児童を対象としたスポーツ教室及び育成支援事業	1,500,000		
3サッカー選手等を活用した指導者育成及びセカンドキャリア支援事業	800,000		
4地域住民を対象とした交流促進及び地域活性化事業	1,000,000		
5高齢者等見守り・生活支援事業	0	8,300,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			11,600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	7,800,000		
印刷製本費	500,000		
会議費	100,000		
旅費交通費	500,000		
通信運搬費	100,000		
賃借料	0		
その他経費計	9,000,000	9,000,000	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,800,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	1,800,000		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	20,000		
消耗品費	20,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	60,000		
管理費計		1,860,000	
経常費用計			10,860,000
当期正味財産増減額			740,000
前期繰越財産額			590,000
次期繰越正味財産額			1,330,000

※設立当初は、期間を「成立の日(（初暦年号）〇年〇月〇日を想定)から(和暦年号)〇年〇月〇日まで」と記載します。

※設立の翌事業年度からは、「設立時正味財産額」の項目は、「前期繰越正味財産額」になります。

※この活動予算書の作成例は愛知県が示す一例です。

※この書面は縦覧されます。